

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

「乗務員の業務等の見直しについて」に関する説明申し入れ

2021年9月15日「乗務員の業務等の見直しについて」と題し、技術革新や業務の変化を踏まえ、安全・安定輸送を確保しつつ、働きやすさの向上を図りながら、これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を実現していく、実施日は令和3年度末ダイヤ改正とする提案を受けました。

提案時には「乗務員勤務制度の見直しは行うものではない」「現状にあっていないものを見直す、働きやすさをつくることで新たな価値を創造していきたい」と言及しています。これまで一つひとつの作業を労働時間として明確にしてきたものを『フレキシブル』という名において自己責任の労働に置き換えていくことは、労働時間管理の曖昧化が目論まれているとしか言えません。乗務員勤務制度に謳われている「働きやすさ」と「効率性」の概念に基づき、人間労働や乗務労働の特殊性を踏まえた勤務制度を転換するものであると言えます。

今提案内容は、作業効率の大幅な向上のみが追及されたものであり、労働条件や労働環境が大きく変更になる内容であることから十分な労使議論を行う必要があると考えます。

現場で日々業務を担う組合員からは「今施策が実施されても働きやすさが実感できるものではない」「自らの業務に責任と誇りが失われると同時に、労働意欲が向上しないなど不安だ」との声が広がっています。働く環境の変化や新系列車両の導入、システムの普及が進んだとは言え、安全な車両、安定輸送を図るために人間の注意力や五感力は必要不可欠であると考えます。また、鉄道という公共交通を担う使命と責任、そして乗務労働の特殊性を考慮した制度を確立していくことが求められています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 「乗務員の業務等の見直しについて」を実施することにより、「ヒトを起点とした価値・サービスの創造に転換し新たな価値を生み出す」「役割分担にとらわれない柔軟な働き方」が実現すると考える会社の考えを明らかにすること。
2. 出勤予備者の1日当り労働時間数を乗務員勤務の1日当り労働時間数（7時間10分）と

定める理由について明らかにすること。

3. これまで「3分前出場」は必要な時間としてモデル時間を定めてきたにもかかわらず廃止とする理由を明らかにすること。また、今後、列車到着前までに乗務箇所に出場するように変更する理由と労働時間の算出方法の考え方を明らかにすること。
4. 安全確保として車両・列車の状態確認を目的に実施していた「発車看視」を廃止する理由について明らかにすること。また、車掌に対する車両等の状態の注意に関する指導教育の考えを明らかにすること。
5. 「入区点検」を「留置手配」と名称を変更し、入区点検項目として定められている「在姿状態確認」を削除する理由について明らかにすること。また「車両の留置に必要な取扱い」とは何か具体的に明らかにすること。
6. 点呼箇所と休養室間の移動時間を労働時間として取扱わない理由について明らかにすること。また、移動時間における労働災害についての考えを明らかにすること。
7. 起床点呼後に「5分間の付加時間」が設定されてきた経緯を明らかにし、今回廃止する理由について明らかにすること。
8. 「帰着点呼」を廃止する理由について明らかにすること。
9. 「運転士による始発列車のドア扱い等」を全支社の取扱いに変更する理由を明らかにすること。また、「運転士による始発列車のドア扱い等」の施行実施箇所における現時点での検証結果を明かにすること。
10. 「運転士による始発列車のドア扱い等」におけるリスクマネジメントとして、運転士がドア扱い等を実施する際の安全確保に対する考えを明らかにすること。
11. その他「必要な労働時間については再算定を行います」と記載に対して、再算定内容および再算定方式等を具体的に明らかにすること。
12. これらの施策によって効率性の向上に寄与していくものなのか明らかにすること。

以 上